

# 大分県報

平成二十八年  
号外（八〇）  
六月一日

（水曜日）

## 目次

### 規則

大分県建築基準法施行細則の一部改正……………

### 告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………

## 〇規則

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第八十号

### 大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築基準法施行細則（昭和四十六年大分県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同条中同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十一条を次のように改める。

（建築設備の定期報告）

第二十一条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、政令第十六条第一項に規定する建築物に設ける換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（法第三十五条の規定により設けた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（同条の規定により設けた非常用の照明装置（非常用電源内蔵型のものを除く。）に限る。）とする。

2 省令第六条第一項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める期間とする。

一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 四月一日から前年の報告を行った日（設置後最初に行う報告においては、法第八十七条の二において準用する法第七條第五項又は第七條の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して一年（省令第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定検査項目」という。）については三年）を経過する日の属する月の末日までの期間

二 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火性設備及び前項に規定する特定建築設備等 毎年（大臣指定検査項目については三年ごとの）四月一日から十二月二十日までの期間

3 省令第六条の二の二第一項の規定による報告の時期は、四月一日から前年の報告を行った日（政令第三百三十八条の三に規定する昇降機等の設置後最初に行う報告においては、法第八十八条第一項において準用する法第七條第五項又は第七條の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して一年（大臣指定検査項目については三年）を経過する日の属する月の末日までとする。

4 法第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査は、報告の前日二月以内になければならない。

### 附則

#### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### （定期報告）

2 この規則による改正後の第二十条第一項の規定により三年ごとに行う定期報告の最初の年は、次に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年とする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第十六条第一項第三号に掲げる建築物（第三号に掲げる建築物を除く。） 平成二十八年

二 政令第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる建築物 平成二十九年

三 政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（旅館及びホテルの用途に供する建築物に限る。） 平成三十年

#### （特定建築設備等の経過措置）

3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）附則第二条第四項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備については、改正後の第二十一条第二項の規定にかかわらず、同令附則第二条第四項の規定により読み替えて適用する建築

平成二十八年六月一日

大分県報号外（規則・告示）

二

基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項の規定による報告の時期は、この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日までとする。

○告 示

大分県告示第三百二十五号

平成二十八伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十八年六月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）	保健保安林	干害防備保安林	防風保安林	土砂崩壊防備保安林					
水源かん養保安林	山国川地区	四八三・五七									
	駅国川地区	五一六・五九									
	西国東地区	六一・二四									
	東国東地区	九六・一一									
	別府地区	二九二・七三									
	大分川地区	五二八・四三									
	大野川地区	一、六一九・〇六									
	北海部地区	二二四・八〇									
	番匠川地区	一、一九九・〇〇									
	北川上流地区	一、〇一九・一三									
土砂流出防備保安林	玖珠川地区	六九五・九二									
	日田地区	八八〇・四四									
	山国川地区	一八一・一一									
	駅国川地区	三三・四九									
	西国東地区	二七・五一									
	東国東地区	六四・七六									
	別府地区	三六・一五									
	大分川地区	一三三・七七									
	大野川地区	一四四・三六									
	北海部地区	一〇六・六二									
番匠川地区	三四七・一三										
北川上流地区	二四・七八										
			大分南部地区	玖珠川地区	別府地区	日田地区	大分川地区	番匠川地区	大分川地区	玖珠川地区	日田地区
			九九・六六	三三・七二	〇・一四	〇〇・一八	〇〇・〇八	〇〇・〇八	〇〇・〇八	〇〇・〇八	〇〇・〇八
			三九・六四	一二八・五一							
				三三・七二							